

開会 午前11時42分

○委員長（赤堀 博君） それじゃあ、すみません、お疲れのところ。

「陳情3-5 適格請求書等保存方式「インボイス制度」の実施中止を求める意見書提出を求める陳情」というのが出ておりますので、その審議をしていただきます。

事務局のほうから概要内容説明をしていただけますか。事務局。

○書記（天野 君） 事務局の天野です。

それでは、私から陳情の概要説明のほうをさせていただきます。

受付番号は、陳情3-5、件名は「適格請求書等保存方式「インボイス制度」の実施中止を求める意見書提出を求める陳情」でございます。

受付日は、令和3年10月1日、ご持参いただき、提出されております。

陳情者は、小笠・掛川民主商工会会長、大石秀之様です。

陳情の趣旨ですが、「免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものであり、新規開業者やフリーランスの可能性を狭めかねない。コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する中で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイスに対応できる状況ではない。新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても地域に根差して活動する中小企業の存在が不可欠のため、国に対して適格請求書等保存方式「インボイス制度」の実施中止を求める意見書を提出してほしい。」というものでございます。

私からの概要説明は、以上です。

○委員長（赤堀 博君） ありがとうございます。

それでは、本陳情について、皆さんからのご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は、挙手の上、ご発言をお願いします。なかなか難しいことでございます。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。商工会のほうにも聞いて、あと商工会の青年部とか、そこら辺にちょっとご意見を聞いてみたんですけど、もう4回ぐらい制度の説明とかをしていまして——するのか、しているような状態で、やっぱり若い方にもこういったものに当てはまる方の業者もいましたもので、そこら辺で意見とか何か問題点とかありますかと

呼びかけたんですけれど、一切反応がなかったのです。もうこれは進んでいるのはしようがないかなあという、ある程度、認識があるのかなというところがあります。

これから説明が始まって令和5年10月からスタートで、やっぱりスタートしてから軽減措置みたいなのがありますので、干渉時間というのか、そういった感じで今は進んでいるのかなと思いましたので。本当に中止とかを求めているんだったら、もう少し前の段階で、制度ができるか、できないかのときにやらないと、やっぱり今からではちょっと難しいかなと。

ただ、言っているように、やっぱりコロナで大変な時期というのもあると思うんですけれど、本当は消費税というのはもともと払うべきものじゃないかという意見もやはりあります。そこら辺はやっぱり今までは控除というのがなかったもので、これからデジタル化ということでも請求書とかが——デジタルで保存していくとかという方向性のこともありますので、そういった状況を考えて今から中止というのは実効性も怪しいのかなと僕は思いますので、自分はちょっとそういった意見があったということで申し添えをしておきます。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） ありがとうございます。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。国での導入の経緯というのがあるかと思うんですよね、これは平成28年に消費税が決定しているということで。

要するに、その中でも10%と8%と、いわゆる軽減税率を導入しているということからの考え方なんですよね。ですので、当然二つの消費税率と混合する状況の中で、やっぱり現在は1,000万円以上の人たちに消費税の課税をかけられるというような形になっているんですけれども、それはおかしいでしょうということの中から本来このインボイス制度の導入が決定されているということなので、実質的にはなかなかこの関係についてはやっぱり国税になっているということを考えると、税は当然、収入があれば払わなきゃあできないという一つの税の目的ですよね。

そういうことの中であるものですから、やっぱり平成28年に税制改革で決定されているということを踏まえると、これをどうするというか、廃止にするとか何かということは当然できないことじゃないかなと思うんですよね。やっぱり市政においても税収ということも考えにゃあいかなと思いますし、今現状かかっていない人たちがかかるケースも生まれてくるんですよ、実際には。その人たちが今後、負担が多くなるんですけれども、その人たちにどういような軽減措置、いわゆる支援ができるかということを考えるならば、それはできるでしょうけれども。

私は、この制度を廃止するという事は到底できないというふうに思いますので、そういうことで皆さん方の中に、これは廃止すべきだという意見があれば言っていただいてそういう形にさせていただければと、そういうふうに思っております。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。この問題を考えたときに日本の企業形態を考えなければならぬと思うんですね。大企業が1%、それ以外は全て小規模の零細企業、家族経営とか。日本の経済というのは、そういう上に成り立っています。

ここの最後のところに書いてありますように500万円を超える、そういうところがやはり大企業と闘えなくなるような制度というものは、私は自由競争でやるべきだと基本的に思っておりますので、やはりこういう業者を我々は守らなければならない、あくまでも私はそういう立場の人間ですので、議会の議員の一人として私はこれを出してほしいと思っております。

○委員長（赤堀 博君） 渡辺さんなんかは関係している……。3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） 大変関係してまして、自分はお茶を製造していた時期があつて——葉っぱを生産していて2つの業種をやつていて、生産しなくなって買い入れたものを今度は売らなくなって、売上げが少なくなって茶畑をすごく減らして。今まではこっちが非課税だったんですが、もう課税業者としての農業になってしまつて、こっちが非課税になって、これは入れ替わつたりして。それで、消費税の分というのは売上げで乗つた分は、自分もらっちゃうよというような立場になつたり、こっちになると今まで農業で払っていなかったものをしっかり申告しなきゃいけなくなつたりと大変ですけど。

結局は皆さんから預かつた消費税ということなので、ちょっとこれは言つてみると、ある意味では、少額の売上げの方の消費税って補助金みたいになつちやつているんですね。税制上では消費税なんだけれど、補助金みたいになつちやつているというのがあつて、それが今までずっとそれで商売してきたのに対して、突然その税金のことをシビアにやらにやあいかんとなると、ちょっとそれは厳しいかなあとは思つてんですけど。やはり皆さんが払つた税金、上乗せした税金に対しては、やっぱり税は税ですので、しっかりと考えていく方向に持つていかなきゃいけないんですけど、中小企業に——中小企業よりもっと下ですよ。もっと小さい企業としてどうなのか、大変だなあとは思つています。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） ありがとうございます。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。もう一つ付け加えておきますと、やはり日本の税制はもう本当に見直さなきゃいけない時期に来ています。海外ではコロナで、とにかく富裕税とか株式利益の20%の課税とか、あまりにも低過ぎる。そういったものに対しても手を加えております。日本はもう全くと言っていいほど、そういったところの格差是正をしようとする姿勢は見えません。

私はやはり市民が払うというような渡辺さんのご意見も分かるんですけど、もっと基本的なところでやっぱり企業内部留保がこれだけたまっている中で、そういったものをやはりしっかりと税として、国税として取るべき税制改革をしなければいけないと思っておりますので、私はやはりこういう機会ですらこういう家族零細企業を苦しめるようなことがあってはいけないという立場で反対をしておきます。

○委員長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。国の大きな税制の話は分かるけれど、別にしないとちょっとこのインボイスの審査ができないと思うんですけど、このインボイスというのはやっぱり——それと国民には納税の義務、企業にはなくてよいのかと。それは分かりませんが、払ってて大きなある企業で1,000万円以上とかは払っていますし、そこら辺はちょっとそろえていくかなと思うので、やっぱりもう大部分の説明は進んできて制度設計最初からこれはできているものなので、ちょっと今からは無理だと思います。

ただ、コロナでやっぱり厳しい業種、いろいろあると思います。やっぱり飲食店とか、コロナの対策とかはやはりもう支援金とか月次のものとか、いろいろしていますので、これはこれで進めていただいて——軽減措置もこれは取られているところは何年間もありますので、若い、小規模とか起業しにくいとか、逆にそっち側はそっち側でまた支援とかの制度とか、そこら辺はまた手厚くするとか、それはそれでまた別にさせていただいたほうがいいんじゃないかなあと思っています。

あくまで、これはある程度、税制で閣議決定されてもう制度ができちゃっているものになりますので、逆にこれをまたやめて——やめた場合とやった場合とすごく混乱が出てきちゃう話かなあと思っておりますので、ちょっと僕はこのまま進めざるを得ない話かなあ。ただ、やっぱり企業をやっていると、それこそ軽減税率はものすごく面倒くさかったし、何が10%、8%と。請求書が8%のものは8%の軽減税率を書けと行って、もう本当に10%一律にしてくれたほうが事務手数料が少なかったし、レジを買わなくてもよかったしと、そういったことはやっぱりありましたけれど。

ただ、もう決められちゃったことは——決める前に議論をして、そこでちゃんとしてもらわないと、もう決まったものというのはなかなか戻すということが……。戻すことによってのまた混乱もありますので、できればもっと早くこれを出してもらったほうがよかったなどという段階かなと思いました。まだこの後、何かのこれに対する支援策とか、またそういったことも考えられると思いますので、私は一応そういった意見を言わせていただきます。

○委員長（赤堀 博君） ほかの方は。なかなか難しいですね、携わっている人でないと。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） いろいろあるかと思うんですけども、やっぱりそのインボイス制度というものは事業者の中には仕入れと販売、こういったものが関わる業種があるんですよね、どうしても。それで税率に差ができる、そういったケースもあるもので、そういったものをやっぱりある程度は明確にする必要があるんじゃないかなと思っているんですよね。

そういった形にすると、やはり8%と10%できちんと分けて合計額を出す方法、そういったものを明確にするということが基本となっている制度であるものですから、やっぱりそれはそれで税制改正の中で決められているということは基本がそこにあるということですので、もう既に届出の関係は10月1日から行っているんです、登録の関係が。もう既に始まっているということも考えなくちゃいけないなあと思っています。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） ありがとうございます。7番 小林委員。

○7番（小林博文君） 7番です。小規模の事業者の消費税とその仕入れる者に対して消費税がかかってきているものを買うので、その売上げ等を上乘せするときにある程度の売上げがないということで最初こういう制度があったと思うんですけども、ある意味このデジタル化じゃないですけど、金額等明細を明らかにすることでの小規模の事業者の方ももう一度、自分の事業所の経営形態を見直すきっかけにもなると思っています。

ちょっと外れるかもしれませんが、私たちの工業会のほうではやっぱり世界からの流れで、昔はISOという認証取得をしましょうとか、そういうことが来たときにそれがその売上げに何にかかるからということで企業としてはやらない方向だと。うちは中小企業だったものですから、私は例えば、ぜひやってくれと言うものですから——経営者側はやらないと言ったんですが、その1年後にはもうやらざるを得なくなったと。

やらないと、ほかの企業からもやり取り、取引が来なくなっちゃうと、そういうところがあるので、こういうところも将来的に——中小企業は全く小売だけで一般の方に売っている

ところもあるでしょうし、大企業のほうと売り買いしているときには必ず大企業からそういうことを求められてくる時代になってきましたので、その辺は適正な面で会計制度を明らかにしておくというのは中小、小さいご家庭になってくるというところに企業でもやってくれるところが必要になってくることだと思います。

これは結局、国が適正な税の取得というところを求めていくことで、この数値的なものを把握するというところですので、先ほどからある税の公平性から払うべきところはちゃんと払うということではやむを得ないのかなあという気がします。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） ありがとうございます。

どうでしょう。大体意見が出そろいましたので、採決を行ってよろしいでしょうか。

それでは、本陳情を採択すべきという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（赤堀 博君） ありがとうございます。挙手少数ということで、不採択とさせていただきます。

それでは、22日の本会議で不採択とすべきものとの委員長報告を行います。

なお、委員長報告の作成につきましては、正副委員長に一任願います。

以上で、「陳情3—5 適格請求書等保存方式「インボイス制度」の実施中止を求める意見書提出を求める陳情」の審査を終了します。

それでは、小林副委員長、ご挨拶をお願いします。

○副委員長（小林博文君） お疲れさまでした。ちょっと専門的な内容で今後こういうことがあるば以前には詳しい方から一度説明を伺うこともありますので、皆さんから要求があれば、そういうところも取り入れての審査になるかと思います。

また今後ともよろしく願いいたします。お疲れさまでした。

○書記（天野 君） それでは、互礼をもって終了しますので、ご起立ください。相互に礼。

〔起立・礼〕

○委員長（赤堀 博君） お疲れ様でした。

閉会 午後 0時01分